

令和4年

議会運営委員会記録

令和4年2月17日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和4年2月17日（木曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時14分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員		

◇欠席委員

委員外議員 松 永 靖 恵 議員

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
企画部次長兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦	総務部次長兼 総務人権課長	亀 井 義 和

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
令和4年和光市議会3月定例会の会期日程等について
- 特定事件2 次の議会の質疑、質問について
- 特定事件3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて
議会報告会について

午前 9時30分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、オブザーバーのやさしい未来の会、松永靖恵議員は体調不良により欠席届が出ています旨、報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められております。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和4年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

今定例会につきましては、2月21日に開会すべく、14日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、人事案件が2件、訴えの提起が1件、財産の貸し付けが1件、指定管理者の指定が1件、総合事務組合の変更が1件、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が5件、市道路線の認定が1件、補正予算が5件、新年度予算が7件の合計25件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○待鳥美光委員長 市長は公務のためここで退席いたします。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定として、令和4年和光市議会3月定例会の会期予定等について、特定事件2、次の議会の質疑、質問について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについて、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和4年和光市議会3月定例会の会期予定についてを議題といたします。

提出議案は、議案25件です。

提出議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、提出議案の概要の資料を御覧いただきたいと思います。

初めに、議案第1号、和光市教育委員会教育長の任命について説明いたします。

和光市教育委員会教育長の久保昭男氏が令和4年3月31日をもって辞職することに伴い、新たに石川毅氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第2号、和光市教育委員会委員の任命について説明いたします。

和光市教育委員会委員の村中秀人氏の任期が、令和4年3月5日をもって満了となることから、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第3号、訴えの提起について説明いたします。

東内元職員を相手方として、生活保護に関する損害賠償請求事件の訴訟を提起することについて議決を求めるものです。

次に、議案第4号、駐車場の有料化に伴う財産の貸付について説明いたします。

本事業につきましては、中央公民館及び勤労青少年ホームの土地の一部を株式会社イーマックスに財産貸付を行い、有料駐車場として事業を行うものでございます。行政財産の使用料に関する条例第2条に準じて算出した貸付料を下回る貸付料となることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議決を求めるものです。

貸付金額は、中央公民館が月額51,480円、勤労青少年ホームが月額24,750円となります。

なお、行政財産使用料に関する条例第2条に準じて算出した額は中央公民館が月額505,300円、勤労青少年ホームが月額383,200円となります。

次に、議案第5号、和光市勤労福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

和光市勤労福祉センターの管理運営について、令和4年3月31日をもって現在の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間、シンコースポーツ株式会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきこの案を提出するものです。

次に、議案第6号、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について説明いたします。

令和4年4月1日から、埼玉県都市競艇組合が埼玉県都市ボートレース企業団に名称変更することから、当該総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

令和3年度埼玉県和光市一般会計補正予算(専決第3号)については、国の補正予算に伴い、マイナポイント申込支援窓口の設置や、住民税非課税世帯等に対して現金10万円を給付するための経費を計上し、併せて必要な繰越明許費を設定したものです。

当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第

179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 8 号、和光市防災会議条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正による消防本部の名称及び職名の変更に伴い、和光市防災会議条例の規定について改正を行うものです。

改正の内容としましては、和光市防災会議条例第 3 条第 5 項第 6 号の防災会議の会長及び委員の規定について、名称を埼玉県南西部消防局消防局長に改めるものです。

次に、議案第 9 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和 3 年 8 月 10 日の人事院勧告等により国家公務員に妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る規定の改正が講じられることから、本市においても国家公務員に準拠して適用するため関係規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

主な改正の内容は、非常勤職員の育児休業等取得要件の緩和や、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の規定を設けるものであります。

次に、議案第 10 号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正法の施行に伴い、関係する手数料について所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第 11 号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、未就学児にかかる国民健康保険税の均等割額の減額措置等に関する、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、及び、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたため、条例の規定を整備するものです。

次に、議案第 12 号、和光市消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

令和 3 年 4 月 13 日に消防庁長官より通知のあった消防団員の処遇改善を目的とした出勤報酬制度の策定及び報酬金額の変更に伴い、和光市消防団条例の規定について改正を行うものです。

改正の内容としましては、第 17 条第 1 項に規定されていた出勤手当の条項を第 16 条の報酬の規定と統合し、出場報酬の支払い金額を引き上げるものです。

次に、議案第 13 号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第 29 条の規定による開発行為により帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第 14 号から議案第 17 号については、補正予算関係議案資料を御覧いただきたいと思ひます。

初めに 1 ページを御覧ください。

議案第 14 号、令和 3 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第 8 号）については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 8,866 万 5,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 343 億 4,644 万 3,000 円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、交通事業者の事業継続を支援する補助金やタクシーの利用を促進するための助成事業を実施するほか、学校施設環境改善交付金を活用し、小中学校特別教室空調機設置工事及び第五小学校給食室空調機増設工事を前倒しして実施するための経費を計上しております。また、新型コロナウイルスワクチン追加接種の前倒し及び 11 歳以下の者に対する接種を行うための経費を増額するなどしております。

次に、主な歳入について説明いたします。

普通交付税については、国の補正予算で地方交付税交付金の予算額が増加となり、再算定が行われた結果、1 億 6,456 万 5,000 円の交付額が決定されております。また、歳出事業費の変更に伴い、国庫支出金の補正などを行っております。

そのほか、今年度中に事業の終了が見込めない事業として 19 事業の繰越明許費を設定するなどしております。

11 ページを御覧ください。

議案第 15 号、令和 3 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,729 万 7,000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 66 億 4,931 万 2,000 円とするものです。

初めに、歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、特定健診受診勧奨費用の不用額の発生に伴う減額や、保険給付費等交付金の額の確定に伴う償還金の増額等をしております。

次に、歳入につきましても、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定等に伴い増額する他、財政調整基金繰入金では、歳出の諸支出金を増額したことにより、その財源として増額しております。

12 ページを御覧ください。

議案第 16 号、令和 3 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,786 万 6,000 円を減額し、補正後

の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 41 億 195 万 8,000 円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、主にサービス受給者数が見込みより減少したことにより保険給付費や事業費の減額を行い、またその保険給付費等の減額に伴い、介護給付費準備基金積立金を増額しております。

次に、歳入につきましては、主に保険給付費や事業費などの減額に伴い、法定割合分を減額しております。

また、国庫支出金については、国からの交付金の確定に伴う増額をしております。

次に、16 ページを御覧ください。

議案第 17 号、令和 3 年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,102 万 1,000 円を減額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ 9 億 8,245 万 1,000 円とするものです。

初めに、歳出について説明いたします。

埋蔵文化財調査及び事業計画・換地計画変更等業務委託について、事業の進捗により執行が困難となったことから減額するものです。

次に、歳入については、保留地処分金において、不動産鑑定評価に基づく保留地処分価格が確定したことにより減額、社会資本整備総合交付金及び県道整備費補助金においては、国の補正予算に伴いそれぞれ増額、市債においては、国及び県の補助金の増額に伴い減額するほか、歳入の増減額と歳出の減額に合わせて一般会計繰入金を減額するものです。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、建物移転等補償事業 3,700 万円の繰越明許費を増額するものです。

再び、提出議案の概要の資料を御覧いただきたいと思っております。

次に、議案第 18 号、令和 3 年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正については、既定予算第 5 条に定めた継続費の令和 3 年度の年割額を 1,110 万円に改めるものです。これに伴い、その財源である企業債を 2 億 7,630 万円減額し、3 億 9,960 万円から 1 億 2,330 万円に改めます。

また、工事請負費の減額により納付消費税額が 2,488 万 6,000 円増額するため、1,208 万 1,000 円から 3,696 万 7,000 円に改める追加補正予算を提出するものです。

次に、議案第 19 号から議案第 23 号については、議案資料の令和 4 年度埼玉県和光市予算及び予算説明書を御覧いただきたいと思っております。

初めに、議案第 19 号、令和 4 年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

歳入の根幹をなす市税収入につきましては、個人市民税が前年度より大きく増加するほか、固定資産税及び都市計画税についても、負担調整措置の見直しがあったことから、増加が見込

まれます。

令和4年度予算編成に当たっては、将来を見据えて行政運営の骨格となる都市基盤整備や社会保障施策に対して重点的に予算配分するとともに、市役所事業総点検でお示ししました選択と集中の理念に基づき、公共施設の設備改修などを盛り込んだ市民生活に密着した予算としました。

主な内容につきましては、基盤整備の分野では、和光市版スーパーシティ構想の実現に向けて自動運転サービス導入に関する1期区間専用レーン整備工事を実施するほか、道路補修費や通学路の安全対策に係る経費を増額しております。

次に、防災分野につきましては、災害へ備えるため第4分団車庫・防災倉庫新築工事の実施に向けて設計業務を行います。

次に、教育分野につきましては、国の取組に先行して小学校5年生まで少人数学級を実施するほか、情報教育推進アドバイザーの増員や学校図書購入費を増額し、更には広沢小学校トイレ改修工事を実施します。

次に、市民生活の分野につきましては、市民農園の拡張や駅前イベントの開催を予定するほか、総合体育館照明のLED化などを実施してまいります。

また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期財政計画についても、予算に関する説明書と併せて提出しております。

それでは予算書の1ページを御覧ください。

まず、第1条では、令和4年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ280億1,100万円と定め、対前年度比較では2億1,600万円、率にして0.8%の減少となっております。

第2条の債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債については、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

第4条の一時借入金では、限度額を10億円と定め、第5条の歳出予算の流用では、人件費に係る同一款内での各項の間の流用について定めております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

22ページ及び23ページをお開きください。

款1市税については、前年度から10億2,138万6,000円増加の157億4,644万円を計上しております。

個人市民税は、納税義務者数の増加や一人当たりの所得割額の増加などにより、前年度から7億1,178万円増加、法人市民税は、前年度から686万円の微増を見込んでおります。

固定資産税は、土地については、令和3年度に実施された課税標準の据置措置が見直され、家屋については、規模の大きな商業施設や共同住宅の新築などにより、前年度から2億3,913万円の増加を見込んでおります。

軽自動車税は、前年度から395万6,000円の増加を見込んでおります。

市たばこ税については、前年度から 500 万円の減少を見込んでおります。

都市計画税については、固定資産税と同様に課税標準額の据置措置が見直されたことなどにより、前年度から 6,466 万円の増加を見込んでおります。

款 2 地方譲与税から款 13 交通安全対策特別交付金までの依存財源については、地方財政計画などを参考にするほか、交付実績を踏まえて積算しております。

なお、款 12 地方交付税については、市税収入が増加するため、普通交付税は不交付を見込んでおります。

款 16 国庫支出金につきましては、子どものための教育・保育給付交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加などにより、前年度から 2 億 914 万 5,000 円増加の、54 億 3,210 万 6,000 円を計上しております。

款 20 繰入金につきましては、市税が増加したことで財政調整基金繰入金が減少となったことにより、前年度から 11 億 3,141 万 2,000 円減少の 5 億 9,946 万 2,000 円を計上しております。

款 23 市債については、西本村さくら公園用地取得事業債、自動運転サービス整備事業債などの計 17 事業の財源として、7 億 4,950 万円を計上しております。

歳入については以上でございます。

次に、主な歳出予算について説明いたします。

23 ページを御覧ください。

款 2 総務費につきましては、令和 3 年度に広沢複合施設の整備が完了したことに伴い、前年度から 16 億 222 万 9,000 円減少し、29 億 8,194 万 8,000 円を計上しております。

款 3 民生費につきましては、教育・保育給付費等支給事業における民間保育園運営委託料や幼稚園負担金、障害者支援における介護給付費・訓練等給付費の増加などにより、前年度から 2 億 2,627 万 1,000 円増加し、138 億 9,986 万 9,000 円を計上しております。

款 4 衛生費につきましては、朝霞和光資源循環組合ごみ処理負担金の増加などにより、前年度から 2 億 1,324 万 9,000 円増加し、20 億 9,690 万 5,000 円を計上しております。

款 8 土木費につきましては、西本村さくら公園用地取得費や自動運転サービス導入に関する 1 期区間専用レーン整備工事などにより、前年度から 4 億 59 万 6,000 円増加し、25 億 1,544 万 8,000 円を計上しております。

款 9 消防費につきましては、第 4 分団車庫・防災倉庫新築工事設計や朝霞地区一部事務組合負担金の増加などにより、前年度から 3,145 万円増加し、10 億 944 万 1,000 円を計上しております。

款 10 教育費につきましては、小学校費では、広沢小学校トイレ改修工事や第三小学校用地取得費、社会教育費では、午王山遺跡の用地取得費や市民プール指定管理料、保健体育費では、総合体育館照明交換及び特定天井改修工事の増加などにより、前年度から 5 億 2,861 万 3,000 円増加し、30 億 3,239 万 1,000 円を計上しております。

次に、389 ページを御覧ください。

次に、議案第 20 号、令和 4 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

国民健康保険については、令和 4 年度予算において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63 億 3,373 万 9,000 円と定め、対前年度比較で 0.03%の増となっております。

主な歳入につきましては、国民健康保険税として 13 億 5,653 万 3,000 円を、県支出金として 41 億 6,009 万 3,000 円を計上しております。

また、一般会計からの繰入金については、3 億 7,575 万 4,000 円を計上し、そのうち、法定繰入金を除いた、その他繰入金については、1 億円を計上しております。なお、基金繰入金については、3 億 6,812 万 6,000 円を計上しております。

続いて、主な歳出につきましては、被保険者の診療等に係る保険給付費として 41 億 1,707 万 4,000 円を、また、国民健康保険事業費納付金として、20 億 3,220 万 1,000 円を、保健事業費として 1 億 1,744 万 4,000 円を計上しております。

続きまして、439 ページを御覧ください。

議案第 21 号、令和 4 年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

令和 4 年度の埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9,545 万 1,000 円と定め、対前年度比較では 14.2%の増となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料 7 億 7,871 万 5,000 円、保険基盤安定繰入金 1 億 1,488 万 4,000 円のほか、保険料還付金等を計上しております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として、後期高齢者医療保険料負担金 8 億 9,390 万円のほか、保険料の還付金等を計上しております。

なお、令和 4 年度は、後期高齢者医療保険料率等の改定と、令和 4 年 10 月 1 日に行われる医療費の窓口負担割合の変更等を反映した予算となっております。

続きまして、457 ページを御覧ください。

議案第 22 号、令和 4 年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明いたします。

第 8 期介護保険事業計画の 2 年目となり、事業計画の基本目標である地域互助力の強化推進による地域共生社会の実現を踏まえ、予算編成を行い、歳入歳出それぞれ、42 億 643 万 1,000 円となっております。

主な歳入につきましては、款 1 介護保険料では、被保険者数の増加率を反映し、10 億 9,770 万 7,000 円を計上しております。

歳出の見込みに連動する法定負担の款 2 国庫支出金、款 3 支払基金交付金、款 4 県支出金は 24 億 2,332 万 3,000 円を計上しております。

款 6 繰入金では、保険給付費及び事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金を 6 億 8,513 万円を計上しております。

主な歳出につきましては、款2保険給付費では、居宅介護サービス費、地域密着型サービス費、施設介護サービス費などとして、37億123万3,000円となっております。

款4市町村特別給付費では、和光市独自の取組として、紙おむつ、地域送迎、配食・栄養改善などのサービスを実施し、7,300万7,000円となっております。

款5地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業費等、3億6,170万3,000円となっております。

続いて、517ページを御覧ください。

議案第23号、令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明いたします。

令和4年度予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,916万8,000円と定め、対前年度比較で3億4,580万6,000円、37%の増額となるものであります。

主な歳入については、保留地処分金が1億6,695万8,000円、国庫補助金が2億1,800万円、県補助金が1億4,533万3,000円、一般会計繰入金が3億7,397万5,000円、区画整理事業債が3億7,490万円となっております。

次に、主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として8,552万6,000円、建物移転等補償業務、污水管新設工事業務及び工事実施設計業務などの委託料1億8,375万9,000円、区画道路築造工事などの工事請負費1億720万3,000円、建物移転に伴う移転補償費などの補償・補填及び賠償金7億3,022万2,000円などで、区画整理事業費として11億9,314万2,000円を計上しております。

次に、議案第24号については議案資料の水道事業会計予算のほうを御覧ください。

1ページを御覧ください。

議案第24号、令和4年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明いたします。

予算第2条、水道事業運営の基本目標である業務の予定量については、給水戸数を4万3,036戸と見込み、年間総給水量を939万立方メートル、年間総有収水量を909万立方メートル、主要な建設改良事業として、10号取水井戸更新事業・3か年継続事業、南浄水場高压受電盤更新事業・2か年継続事業です。

次に、予算第3条の収益的収入については、事業収益は14億9,645万7,000円を計上し、前年度比較で3,238万6,000円の減額となっており、主なものは水道料金収入で、収入総額の75.9%を占めています。

支出については、事業費13億9,475万7,000円を計上し、前年度比較で2,438万3,000円の増額となっており、主なものは、県水受水費が支出総額の32.0%を占めています。

予算第4条の資本的収入については、697万6,000円を計上し、前年度比較で1,606万5,000円の減額となっており、この内訳は、消火栓設置に係る一般会計負担金となっております。

支出については5億2,559万円を計上し、前年度比較で3億190万1,000円の減額となっており、主なものは、建設改良費の給配水管布設費、浄水場施設改良費、企業債償還金です。

次に、議案第25号については、議案資料の下水道事業会計予算のほうを御覧ください。

1 ページを御覧ください。

令和4年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について説明いたします。

予算第2条の業務の予定量については、水洗化世帯数4万2,286世帯、年間処理水量889万6,000立方メートル、一日平均処理水量2万4,373立方メートルを見込み、主要な建設改良事業としては、谷中川第4号雨水幹線整備工事3か年継続事業及び越戸川第16排水区整備工事（市道222号線）を計上しています。

予算第3条の収益的収入については、11億6,855万8,000円を計上し、前年度比較で2,294万4,000円の減額となっており、主なものは、下水道使用料です。

支出については10億3,232万6,000円を計上し、前年度比較で4,650万2,000円の減額となっており、主なものは荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金を含む会費負担金、固定資産減価償却費、企業債利子償還金です。

予算第4条の資本的収入については、6億6,155万9,000円を計上し、前年度比較で2億1,039万7,000円の増額となっており、主なものは、建設改良費等企業債です。

支出については10億5,220万8,000円を計上し、前年度比較で1億9,834万1,000円の増額となっており、主なものは、雨水及び汚水整備に係る委託料、工事請負費及び建設改良費等企業債償還金です。

○待鳥美光委員長 以上で提出議案の説明は終了いたしました。

休憩します。（午前 9時57分 休憩）

再開します。（午前 9時58分 再開）

初めに、3月定例会の議案等についてです。

議案第1号及び議案第2号は、人事案件ですので先例により、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、討論を省略し、第2日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第6号及び第7号についても、先例により委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、討論を省略し、第2日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、富澤副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願・陳情はなかったことを、また郵送で提出された陳情についてもなかったことを報告いたします。

次に、一般質問についてであります。通告者は16名です。質問時間は、申合せにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は25日間とし、今回は令和4年度当初予算の審査等がありますので、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日としたいと思います。

また、一般質問は、4日間とし、1日4人としたいと思います。

また、常任委員会委員長報告については文書配布とし、質疑は閉会日に行うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、2月23日、水曜日、26日、土曜日、27日、日曜日、3月5日、土曜日、6日、日曜日、12日、土曜日、13日、日曜日を休日休会、2月24日、木曜日、25日、金曜日、3月9日、水曜日を調査休会とし、3月14日、月曜日から16日、水曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は2月24日、木曜日の11時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のデータを事務局に登録しているパソコンアドレスに添付資料で送りますので、適宜御利用ください。なお、この参考資料は公表いたしません。記載された金額等の具体的な内容が公表されないよう、取扱いや審査時の発言等では御留意くださるようお願いいたします。

また、当初予算の審議が終了次第、議員各位で責任をもってデータを削除いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、今期定例会のポスターについてです。事務局が作成したポスターについては、前のホワイトボードに掲示してあります。こちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

次に、特定事件2、次の議会の質疑、質問についてとして、3月定例会における施政方針に対する代表質問についてを議題とします。

例年、施政方針に対する代表質問については、質問回数は2回、質問時間は45分以内とし、一人会派については、一般質問の中で行うこととしております。今回も例年どおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたします。

次に、質問順位についてです。

例年、議員数が多い会派から、同数の場合は年度ごとに交代で順位を決定しています。参考に、昨年の順位を申し上げます。

順位1番、緑風会、2番、新しい風・希望、3番、公明党、4番、まちづくり市民の会、5番、日本共産党でした。

例年に照らし合わせ、令和4年の質問の順位、代表質問者については事前に事務局に伝えられております質問者を読み上げます。

会派4名で順位1番、緑風会、富澤勝広議員。会派3名で順位2番、新しい風・希望、菅原満議員。会派2名で順位3番、まちづくり市民の会、赤松祐造議員。会派2名で順位4番、日本共産党、熊谷二郎議員。会派2名で順位5番、公明党、富澤啓二議員となります。

ただいまのとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に進みます。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。

今定例会の閉会日に副議長提案としてオンライン会議開会に伴う、和光市議会委員会条例と和光市議会会議規則の一部改正の議案を上程することについて、齊藤克己議長より発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 それでは御説明いたします。

お手元に配付してあります和光市議会委員会条例の一部改正議案と和光市議会会議規則の一部改正議案の件でございます。この改正議案については先例集を参考に、大規模な災害時、感染症蔓延等、参集場所に集まらない場合を想定し、オンライン会議を開会できる内容での改正となっております。

また、会議規則の改正については、現在の会議時間に合わせた第9条、第14条の議員の議案提出要件について、先の議会改革で意見の合意が得られました提出人数について、改正を共に行うものです。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

○待鳥美光委員長 それでは、議長から発言がありました件につきましては、ただいまの説明のとおり、副議長提案として3月定例会の最終日に上程する準備を進めていきたいと思いたすが御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

今回の議会報告会について、市民を交えた意見交換会の実施の有無を含めた運営方法、テーマ等について各会派の御意見を頂き、25日の議会改革・議会運営委員会の協議事項として議会報告会が議題となっていることから、その中で、今回の開催内容について決定したいと思いたすがいかがでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今回も、一応やるというような予定で考えて、議会報告会を考えたほうがいいのか。今のコロナの状況で、果たしてできるのかどうかということもあるので、どのように進めていったらいいのでしょうか。やるという前提で、25日までにとりあえず議題を上げていったほうがいいのか。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午前10時10分 休憩）

再開します。（午前10時11分 再開）

それでは、今回の議会運営委員会で協議をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

そのため、各会派の意見等を24日午前中までに事務局へデータ等で提出願いたします。

次に、議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 本年、東日本大震災から、11年が経過します。

3月11日、金曜日、一般質問第4日目の午後1時の再開前に、全ての被災者に対し、哀悼の意を表し1分間黙祷をささげることを了承いただきたいと思いたします。

また、調査特別委員会から、令和3年度分の調査費と令和4年度分の調査費についての議決を日程に入れることとなりますので御承知おき下さい。

以上です。

○待鳥美光委員長 議長から発言がありました件は、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

そのほかございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、今後の日程を確認します。

2月25日、金曜日、9時30分から、議会改革（議会広報・議会報告会）。13時30分から、全員協議会（第2次和光市公共施設マネジメント実行計画）となります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 その他の日程として、議員会役員会を3月17日、水曜日、本会議終了後に開催したいと思います。役員の皆さんは出席をお願いいたします。

○待鳥美光委員長 本日の審議事項は全て終了いたしました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時14分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光